

東地申36号
2月8日開催

「平成31年ダイヤ改正等についての申し入れ」団体交渉【綾瀬運輸区】

【運転士】

2. 現行の平日・休日116行路及び休日111行路が欠となる根拠を明らかにすること。また、安全・健康・ゆとりを確保する観点から現行に戻すこと。

【会社回答】短時間行路については、線区ごとの輸送形態や箇所の実態に応じて設定している。

(組合) 2往復という短い時間設定の根拠を明らかにすること。

(会社) 現場とのキャッチボールをしてきて、出勤時間は8時30分以降が良いという意見があった。3往復という考え方もあるが、早く帰りたいときもあるため2往復とした。

(組合) 「その他の時間」は行路の中に設定されるのか明らかにすること。

(会社) 行き先地の時間と同じように考えている。「その他の時間」は早めに帰宅したり、会社の指示を受ければマイプロ等をすることもできる。

(組合) 3往復の方がベストで使いやすい。

(会社) 主張としては受け止めるが乗務しか出来ないとの声もある。

職場の誰と議論しているのか疑問だ!

【車掌】

1. 休日の日勤行路が3行路減となる根拠を明らかにすること。また、安全・健康・ゆとりを確保する観点から現行に戻すこと。

【会社回答】列車ダイヤの設定や効率的な運用を勘案し、行路を作成している。

(組合) なぜ3行路減となるのか明らかにすること。

(会社) 乗務員勤務制度の見直しで、拘束時間の上限が日勤11時間、泊22時間となり、それを反映した結果である。

(組合) 乗務員勤務制度を見直したからといって、上限ギリギリまで延ばしてよいのか疑問である。組合員の生活設計もある。乗務キロがほぼ変わらない中で、業務量としても減ってはいない。「変革2027」でも「社員・家族の幸福の実現」を謳っているが、どのような認識なのかを明らかにすること。

(会社) **乗務員勤務制度に基づいて作成しているので問題はない。**

(組合) 働く側の観点からすれば、安全・健康・ゆとりが重要。次の乗務に備えることも重要である。

(会社) 拘束時間は延びているが、トータル的に見ればそれほどでもない。枠数より行路の中身である。3行路減を目指して作成したわけではなく、ダイヤに応じて設定した「結果」である。

認識が合わず対立にて整理!

2. 平日・休日共に育児・介護行路を設定すること。

【会社回答】短時間行路については、箇所の実態に応じて設定している。

(組合) 現行では233行路となるが、短時間行路を設定していない理由を明らかにすること。

(会社) 育児・介護勤務Aを取得する社員がいないためである。今後利用する社員が発生すれば、設定していく考えである。

(組合) 取得者がいないから設定しないのではなく、いつでも取得できるように恒常的に設定すること。

(会社) 主張は受け止める。会社としても制度に基づき対応し、不安を感じる社員へはフォローもしていく。

育児・介護制度取得の際は、会社がフォローしていくことを確認!

職場からの検証運動で、

安全で働きやすい行路の実現を目指そう!